静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1240

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(静岡県人事委員会規則7-25)の一部を次のように改正する。

	74-7-24	-25) の一部を次のように改正する。	
改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表(略)		別表第2 級別職務区分表(略)	
ア~ケ (略)		ア〜ケ (略)	
コ 公安職給料表級別職務区分表		コ 公安職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と
	同程度の職務	F	司程度の職務
(略)		(略)	
9 9級	(1) (略)	9 9級 ((略)
	(2) 困難な業務を行う警察本部	(2	困難な業務を行う警察本部
	の課長の職務		の課長の職務
	ア 警察本部の課長(教養、監		ア 警察本部の課長(教養、監
	察、人身安全対策、少年、通		察、人身安全対策、少年 <u>、サ</u>
	信指令、捜査第一、捜査第		<u>イバー犯罪対策</u> 、通信指令、
	三、組織犯罪対策、交通規		捜査第一、捜査第三、組織犯
	制、運転免許及び警備課の課		罪対策、交通規制、運転免許
	長に限る。)の職務		及び警備課の課長に限る。)の
			職務
	イ (略)		イ (略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和3年3月26日から施行する。